

第十回 参議院經濟安定委員会會議録第七号

昭和二十六年三月二十二日(木曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

三月二十日委員三輪貞治君辞任につき、その補欠として永井純一郎君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○理事の補欠互選

○証人喚問に関する件

○臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員会を開会いたします。

本日は第八回の委員会となるわけであり、前回十九日の委員会におきましては、物調法、外資法、それから外為設置法の提案理由及び内容の説明を開いたわけでございまして、まだその三法案とも本格的な質疑に入っていないので、本日は順次これらの法案の質疑に入りたいと思つております。なおこのほかに本日の議題といたしまして、理事の互選の問題と、証人喚問に関する問題を先ず議したいと存じます。

最初に理事の互選につきましてお話ししますが、永井純一郎君が三月七日に本委員会から都合によつて免られました。ところがその変更が一時的であるというので理事の補欠をせずにそのままになつておつたのですが、先だつて本委員会に復帰されたわけであ

ります。つきまして、ここで理事の補欠をしておきたいと思つていますが、例によりまして別に問題もないことだと思つております。再び永井純一郎君に理事をお願いしたいと思つておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) そのように決定いたします。

○委員長(佐々木良作君) それから次に、物調法の審議の一環として証人を喚問して説明を聞きたいという事項に基づきまして、次の三氏、専修大学教授の小林義雄君、それから日産協の理事の仲矢虎夫君、全中協の中央副委員長の中島英信君、以上三人のかたを明日二十三日午前十時から委員会に証人として喚問したいと思つておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) そのように決定いたします。

○委員長(佐々木良作君) では引き続きまして先ほどの法案の質疑に入りたいと思つております。先ず臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の質疑から開始いたします。最初成べく包括的に一般的質問から漸次細かな質問、條文についての質問に入りたいと思つておりますので、最初できるだけ一般的な質問をお願いしたいと思います。質問がありますから順次御発言をお願いいたします。

○藤野繁雄君 物調法を改正するとい

うことは、まだ改正が必要であるといふことは、二十三年の十二月九日の本会議で質問して以来、引續いて政府にもいろいろ意見を出しておるのであります。物調法を存続しなければいけないという理由から先ずお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(小峯柳多君) 簡単に申し上げますれば、現在実施されております調整法を根拠法として実施してあるものであります。これが実施されておりますものは俄かに全面的にとつておきま

せんので、準備法としての法律が四月一日から失效いたしますから、そのま

ま活かして頂きたいということ、それからもう一つは内容的な改正で今までやつて参りました経験に徴して、條文

がありましても実際に実施適用しなかつたようなもの、そういう條文について條文を整理をいたしましたことと、

広く全面的に統制をやつておりますときにさほどではないのであります。が、むしろ特殊のものに対して統制をして行くということになります。ど

ういふものを統制して行くかということに對しては、十分民間の意見を反映してやりたいということ、今ま

でになつた審議會を設置して、内容的に運営を改善して行きたいというの

が今御審議をお願いしておる改正案の趣旨でございます。

○委員長(佐々木良作君) 先ほど私申し落しましたが、本法案の物調法の改

正につきましては、前の委員会まで予備審査をやつておりましたのですが、

一昨日二十日衆議院の本会議を通過いたしましたので、今日は本付託になつて本審査になつておるということを御了承願いたいと思つております。續けて御質問願います。

○藤野繁雄君 そうしますと、今資料を頂いておるのによりますと、生産資材二十五品目、消費物資の八項目とい

うようなものを統制しておられるのであります。この二十五品目及び八項目というものは引續いて統制せられ

る考えであるかどうか、或いはこのうちに速かに統制を外す予定のものがあ

るかどうか、若し外す予定のものがあ

るとしたならば、いつ頃外される予定であるか、そういうようなことから一つお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘の通りまだ二十五品目、八項目というものは統制を残しております。併し需給が改善されたものと及びこれをとることに

よつて需給がむしろ改善されるという

ような見込のもの、こういうものを選びまして、今統制を解くための検討を進めておりました。事務局案がまとま

りましたので、関係筋と折衝いたして

おります。臨時物資需給調整法に基

く割当配給物資一覽表というのがございますが、その表について申し上げますと、硫黄、それからカーボンブラック、新聞用巻取紙、印刷三

十五号及び印刷三十六号、教科書用紙、サルファイト・パルプ、ソーダ・

バルブ、今事務局として統制を解いてもよからうという成案は以上の九つについてであります。その実施の時期は関係筋との了解が得られ次第ということになつておりました。まだそここの時間は要するものと考えております。

○藤野繁雄君 今御説明のようでありましたならば、指定資材というものは二十五品目であつて、九つのものが外されるのであります。それから残りは十六項目であるのでありますから、非常に僅かな数量になつて来るのであります。而してこの統制をやるやらない、改定ということは国民生活に非常に影響を及ぼすものでありますから、こ

ういふうな絶括的な委任法律でなく、何とか今少しこの統制を外すか外さないかといううなことは臨時物資需給調整法の中でもいから、国会の承認を求めなくては改定はできないと、こ

ういふうに改めて行つたほうがよくはないかと思つておりますが、

そういううな点についてのお考えをお伺いしたいわけでありまして。

○政府委員(小峯柳多君) お答えいたします。前に、指定配給物資につきましては、やはり統制を解く研究を進めておりますことを申し上げたいと存じます。油糧用の大豆でございます。一般の大豆はすでに三月一日から解いておりますが、油糧用の大豆が残つておりますのを近く実施をしたいと思つております。

御質問の要旨につきましては、そういうお考えがありまして、いろいろ御注意も受けたのでありますが、ただ御承知のように世界経済の状態が非常に変動し易い環境になつておると思ひますし、統制に關しますものは遅滞なく必要の場合には早急に実施する必要があるという、そういう含みでいて委任立法的な形をお願いいたしておるわけでありまして。併し御指摘の精神を生かすために不用の文字や、今まで使つてないようなものは成るべくこれを整理いたしまして、この改正案でもお願い申上げておきますように、今まで使つたことのないようなものは、実は今度削つて御審議願つておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 経済界が変転の時期でありますから、御趣旨の点は了承するのでありますが、それで私さつきは原則的には国会の承認を経る、但し急にせなくてはできない場合においては例外といたしまして、この法律を改めたらばどうか、要しますのに経済界の変動に應ずるところの準備は整えて置く、併し原則は原則として統制物資の改廃というものは国会の同意を得るんだと、こういうふうな建前にするのが経済界の現在の段階に即応するのじやなからうかと、こう考へるのであります。が、重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(小峯柳多君) この法律の建前が先ほど私は申し上げた通りであります。が、なお内容等につきましては、できるだけ遅滞なく国会のほうとも御連絡申上げまして、御意見を承るよろうにいたしたいと考へております。

○藤野繁雄君 それから今指定配給物資のお話で油糧用大豆は近く外すという

お話でありましたが、その他のものもここに書いてある八項目の中の一部は外されて現庄おるのがあるのじやございませんでしようか。たとえて見れば砂糖と書いてあるけれども、これは砂糖と言へば白砂糖も黒砂糖もありまして、黒砂糖の配給は外してある、又或いは衣料品と書いてあるが、衣料品も全部統制品でなく、一部分が統制じやないのですか、僕は専門のことではないから衣料品のことには存じませんが、そういうようなことになつておるのじやないですか。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘のような通りのこともございまして。事務当局から御説明いたします。

○政府委員(増岡尚士君) この中で衣料品とありますが、これについては今お話のように規則はあるのであります。が、停止中でありまして。その他の点については大体現在やはり指定配給物資として取扱つております。

○藤野繁雄君 砂糖の中の黒砂糖はどうでしょう。

○政府委員(増岡尚士君) そうです。

○委員(佐々木良作君) 砂糖の中の黒砂糖は停止中ですか。

○政府委員(増岡尚士君) そうです。

○藤野繁雄君 それから今回改められて挿入されるものの物資需給調整審議会についてお尋ねしたいと思つております。が、審議会を設けられたということは民意を尊重して、民間の企業者の意見を採入れて企業を合理化し、産業を発達せしむることに貢献があるということは大きいと思ひますから、これに対しては賛意を表するのであります。が、いよいよこういふふうにして審議会を設けられるということになれ

ば、この審議会の構想をどういふふう考へておられるか、審議会の組織、職務、事務及び運営に關する必要な事項は政令で定めるといふことになつておりますけれども、これが審議会の基本になると思ひますから、先ず審議会の構想をお尋ねしたいと思つてあります。

○政府委員(小峯柳多君) 審議会の構想として先ず考へられます点は、実際に経済の実情に詳しい、而も経験もあり、又消費者を代表するような立場のかた、又消費者を代表するような立場のかた、そういうかた、を非常勤の公務員にいたしまして、審議会の構成員にして頂くつもりであります。そしてその運用の仕方はこういふものについて統制をしたい、或いはこういふものは統制を外してもよろうというふうなことに關しまして、安定本部の総務長官から諮問をし、その諮問に答えて民間の実情を施策に反映して頂くという考へ方でありまして。但し諮問機関でありますので、この諮問機関が総務長官に行政を決定して、義務付けるものではございません。御意見を十分尊重はいたしますが、政府の責任において実施いたしますときには、いたすようにいたしたいと考へております。

○藤野繁雄君 こういふふうな委員会を作る場合においては、得て各界の有力者のみを以てやられる結果、中小企業、中小業者のようなのは常に取残されて、そういうふうなものに民意が通らんとするやうな虞れがあるのではありませんか、そういうふうな点についてどういふふうにお考へであるか、承りたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘のやうな点は私も承知いたしておりますので、その御意見を反映して頂く意味で中小企業に關する理解の深い人、或いは中小企業の立場がよくわかるやうな人も必ず加えるやうにいたしたいと考へております。

○藤野繁雄君 こういふふうな場合には、又一方においては中小の商工業者が取落されるとき同時に、国民の多数を占めておられる農業者のやうなものも取落されることが多いのであります。が、こういうふうな方面から取り入れられる予定であるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 御意見を休まして、そういう趣旨に副つて人選をいたしたいと考へております。

○藤野繁雄君 この審議会には衆参両議院からも入れられる御予定であるかどうか、承りたいと思つております。

○政府委員(小峯柳多君) 只今は予定しておりません。

○藤野繁雄君 又審議会を作るということになれば、審議会の委員の人は早く内容が知られる、そうして或る程度の利益を得るといふやうなことになるらんと制限しないのであります。一方から言へば秘密の漏洩が考へられるのであります。それだから如何にして審議会の委員になつた者に対して、秘密の漏洩を防止する方法を講ぜられるか、この点、お尋ねしたいと思つてあります。

○政府委員(小峯柳多君) これは公務員にいたす考へでありますから、秘密漏洩は当然公務員法の禁止するところでありまして。併し形式的にそう申上げ

まして、趣旨に十分副かぬと思ひますので、人選をいたすに當りまして、十分そういうことのないやうな公平な人を委員にいたしたいと考へております。

○藤野繁雄君 この審議会に民間の者を入れると次官は今お話になつたのであります。が、又そうせなくては審議会の意味をなさないのであります。が、関係筋のほうでは、そういうふうな民間の者を入れるのはどうも面白くないというやうな意見があつたかのように想像されるのであります。が、そういうやうなことはなかつたのであるかどうか、この点をお尋ねしたいと思つてあります。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘のやうな点が直接経済行為に關係するやうな面につきましては、御注意のあつたこともございまして。併し私どもの予定しております委員会は直接の経済行為というよりも、方針を審議願うという意味なので、ここに割当或いは何等、直接の事務よりも方針についての御審議を願うという意味で、関係筋ともこの法案提出に當りまして折衝いたした結果、了とされておる次第であります。

○藤野繁雄君 さつき次官から、お話があつたように、審議会というものは諮問に應じて審議してその結果を報告するんだ、又特に必要がある場合において建議することができるといふやうなこと、ただ報告や建議するといふことの意味であるのであります。又その報告、建議を採用するか、採用しないかも政府の自由である、こういうふうなことであつたならば、審議会の或いは建議の目的を達成することができ

ないようなことに陥りはないかと心配しておりますが、そういうふうなことはないかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小堀多喜) 統制はその本来の性質上国家が責任を持つことが私は本来の性格であろうと思ふ。ただその統制をいたしますに当りまして、民間の御意見を十分反映いたしたい、かような考え方でありまして、その選びます人選につきましては、總裁或いは総務長官等が十分御意見を聞いてそれをとらして頂ける、率直に言いますればいい人を選ぶ予定でありまして、法律上は当然統制の性格から言つて諮問機関でなければならぬと思ふますが、その経験或いは達識等によりまして、實際上仕事の上で強く反映できるような人を見て見たいのであります。

○藤野繁雄君 一緒に付議されておるところの外資に関する法律を読んで見ますと、外資委員会の建議のようなのは尊重せなくちやできないといふように法律で明記してあるにもかかわらず、物調法でそういうふうなことがなく、ただそのまゝにしてあるといふようなことは、同時に出席された法律で片手落ちじやないかと思ふのであります。外資に関する法律では尊重する、このほうではそういうふうなことをする必要がある、こゝういふふうな區別して立法されたが、その立法の區別の点をお尋ねしたいと思ふ。

○政府委員(小堀多喜) 外資委員会のほうは行政機構としての外資委員会じやないかと承知いたしております。勿論今度の調整審議会のほうも行政上

参考にはするのであります。正式な行政機構というよりも意見を反映させるといふふうなものだといふふうに承知いたしております。なお統制の性格につきましても、政府は全責任を持つべきだといふことが関係筋との折衝の過程においてもしばしば指摘された通りであります。そういう関係から言いますと、政府に民意を反映させるという補助的な意味に考へるのであります。その審議会そのものを機構の中で外資委員会のように強く諷つて行くことはどうかと考えられましたので、こゝういふ扱い方をしたわけであります。

○藤野繁雄君 今の御答弁によつて見ますと、審議会を利用する、善用するといふことであるのであります。最悪の場合を考えて見ますと、或る重大問題があつた、それとしてそれは審議会の報告だ、建議だといふようなことで政府が責任を逃れるために審議会に責任を転嫁する、こゝういふふやうなことがないとも限らないといふ邪推をされる点があるように考えられるのであります。こゝういふふうな邪推をされるよりも、さつき申し上げたように報告であるとか、建議であるといふものは尊重してそうして行くんだ、こゝういふふうなことにしたほうが政府の責任上からしてもよくはないかと、こゝういふふうな考えられるのであります。この点如何ですか。

○政府委員(小堀多喜) 私は統制の権限はどこまでもその責任は政府にあるので、こゝういふ理由がありまして、委員に転嫁して云々といふことは、統制の性格上これは不可なことだと考えております。ただ先ほど来御質

問にお答え申し上げましたように、人選の慎重を期しまして、十分安定本部としてお話を伺つて参考にできるような達識の士を選ぶ予定でありまして、形の上では、法律の権限の上ではどこまでも政府に責任があると思ふますが、實際上の人選に當り得て十分民意を尊重させて、今御指摘の責任逃れでなく、実際に意見の反映できるような形に運営して参りたいと存じます。

○藤野繁雄君 物調法の改正の趣旨からすれば、自由党が従来の政策であつた自由主義を尊重するために審議会を設けて民意を尊重する、こゝういふふうなやつて来たと思はれるのであります。こゝういふふうなことにやつて民間事業を促進させるためには、どうしたつて独禁法と事業者団体法を或る程度緩和しなくちやできない、こゝう考えるのであります。又政府においてもこゝういふふうな意思があると聞いておるのであります。緩和の見通しについてどういふふうであるか、お伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(小堀多喜) 少し進廻りになります。この法案を皆さんに御審議願うに至りますまでの経過を御報告申し上げます。実は物資需給調整法が四月一日から失効をいたしますので、これを是非とも経済の現況に照しても暫く延期して頂きたい。但し私どもはだん／＼統制を外して来ておりますから、又この法律が終戦直後にできました法律でありますので、経済の環境も日本経済自体の問題としてよほど改善されて来ておる。従つて統制いたしましたつてきまして、性格の異なるた統制をやりたいといふふうな考えまして、関係筋と折衝して参つたのであ

ります。そのときの内容はいわゆる自主統制といふふうな言葉で民間に伝えられました統制なんでありまして、そのやり方は物によつて統制が必要だと考えられるような物資につきまして、政府からこれ／＼の物資については一つ業者の団体でどういふ形で需給を調整して行くか、或いは価格を調整して行くかといふふうなことをこちらから懸念いたしました。その懸念に基いて民間のほうから割当をこゝういふふうにする、物価はこゝういふふうにしたといふふうな持つて参つて頂きましたとき、それを政府において公認いたしました。政府の認証によつてそれを權威付ける、實際上の運営としましては民間の創意と工夫とをやつて頂きたいといふふうな考えたのであります。その問題を實施いたしますためには私的独占禁止法に触れます。又事務の一部を委譲いたしますような場合には事業者団体法に触れます。私どもは経済憲法だと承知いたしております。私的独占禁止法や、事業者団体法を全面的に改廃するといふふうなことは考えませんでしたが、この物資需給調整法をこゝういふ意味に改正して、触れる点に關しましては一応この法の適用を避けるという建前で折衝して参つたのであります。併し関係筋と折衝の過程におきまして、先ほども触れましたように、統制といふものは本来政府の責任でやるべきで、利害の相反するようない立場の民間にやらすといふことは、性格としても面白くないし、又同時に今申し上げましたような経済憲法である私的独占禁止法や事業者団体法に触れる、しば／＼折衝いたしました。この問題では意見が一致いたしませんの

で、今お許に差上げたような内容のものに受けた次第であります。そのいきさつからお考え下さい。そのいきさつは事業者団体法や私的独占禁止法を若干の日本の経済の事情に合うよう改正をいたしたい。併しまたもとに取組むといふよりは、この法律の、先に申し上げたような内容の、この物資需給調整法を實施するに當つての障りを除きたいといふ意味で折衝して参つたのであります。従つて今のお話でわかり願えたと思ふますが、私どもは実情に合うように多少これを改正はいたしたいと考えております。今のところなか／＼困難のようであります。

○藤野繁雄君 最近生活物資が非常に上つたために、国民は生活に困つていふといふような状況であるのであります。そこで政府はこの対策として、生活物資苦情相談所といふようなものを設けておられるようであります。この生活物資苦情相談所の現在の状況がどういふふうになつておるか、これをお伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(小堀多喜) 只今御指摘のように、生活物資に關しますもの、すでに④もない、配給もしてないものに対して、思惑によつてかなりこれを吊上げたり、又思惑によつて不当に取引を歪めたりするやうな場合が一部にはあるやに見受けられましたので、これは私どもの外局である経済調査局が各府県ごとに経済調査局といふものを持つておりますので、その経済調査局に苦情相談所の看板を上げまして、④はないが、如何にしてもあの売り方はひどい、配給ではないのだ、物を買いに行つても売らなかつたといふように、あこぎな取引をやる者

に對しましては、そこに訴えて頂いて、そうして不当な高価、或いは不当取引というようなものは物統令その他によつて、^②ではありませんが、行政的に措置して参りたい、かような考えで発足してゐるわけですが、その後の詳細、どういふ問題を扱つたかといふことの報告は、まだ開所早々でありますので、十分の資料は頂いておりません。資料ができましたれば、遅滞なく御報告するようにいたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君 基準価格がないところのものでありますから、これを苦情相談所で取上げる場合において、価格の基準をどこに置いて苦情相談を受けられるか、その点は如何でございますか。

○政府委員(小堀柳多君) これは暴利だ、非常に不当な高価だといふもの、けじめの線の引き方はなか／＼困難なのであります。生産費或いはそのときの原材料の値段、或いは輸出値段を総合的に加味いたしまして、社会通念的な、常識的な意味になります。非常にひどい場合に手を入れるようにしておりますので、今申上げましたようなことを総合的に勘案してきめておりますから、そう無理なくやつて行けるのじやないかと思つております。

○藤野繁雄君 具体的事例を申上げますといふと、こゝろふうなことがあるのです。現在過磷酸の肥料が非常に少い、少いといふのは、政府の現在の予算では肥料に対する補給金がなくなるというふうな事、或いは一方からすれば、そういうふうになくなるといふようなことが心配で買ひ急いだといふようなこともあるだろうと思ひま

す。あれやこれやで現在においては一方のほうには配給が済んだが、日本全体から言へば、これから雨のほうは肥料が不足で困つてゐる、而もそういうふうな肥料を若し持つてゐるとしたならば、農家が一俵か或いは二俵かずつ余計に持つた、そういうふうなことででもすぐ肥料の需給には大影響を及ぼす、それでそういうような場合においては、生活物資の苦情相談所や何やで苦情を聞いてもそれが暴利であるか、暴利でないかといふようなことはわからない、結局苦情相談所では取上げて効果が見られない、こゝろふうな事になつて来るのではないなからうか、だから一方のほうにおいては苦情相談所でそういうふうなことをやると同時に、他方においては只今以上の手を何か打たなくては需給の円滑は期せない、こゝろ考えるのであります。こゝろふうな点について或いは余り具体的になつたから如何かと考えますが、現在の実情がさうであるが、さういふふうな点についてはどういふふうにお考えになるか、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(小堀柳多君) 只今御指摘のやうに、苦情相談所などで取上げるだけでこれが十分対策になるとは考えておりません。又今お説のやうに値段が高いのだが、それが果して暴利であるか不当高価であるかといふような点でいろいろ問題がありましようと思ひますので、直ちにそれで問題が解決するとは考えません。私もさういふ場合には遅滞なく調査局から本部に對して問題を報告いたさせておりますし、その報告に基いて行政措置指導をやつて参りたい。例えば過磷酸のお話

などないいたしましたも、これは燐鉱石の輸入原価が非常に高くなつたやうな問題もございします。又補給金が外されるといふ見通しで多少買留になつた傾向もございします。又多少少しの筋違つたやうなことで値上りを予期して買つたやうなことも噂として聞いております。そこでこの扱い方でありまして、一番需要者の手に入らんことには意味がないものでありますから、その配給につきましては農産団体を非常に重く見て配るとか、或いは燐鉱石の補給金にいたしますと、これは年度内も予算のやりくりで運賃が高くなつて高くなつた分だけは補給するといふやうな方法で手を打つておりました、御指摘のやうに単にそれだけでなしに、それを一つの指標として行政措置に努力して参つておるつもりであります。

○藤野繁雄君 今一番大きい農村の問題は肥料対策であります。安本長官も大蔵大臣も原則的には補給金は出さないのだ、併しながら過磷酸石灰のやうな、燐鉱石のやうな特殊のものについては考えなくてはできない、別な言葉で言へば、補正予算を作つてさういふやうなものは出す予定だ、こゝろふうなことを言つておられるやうに想像されるのであります。眼前の問題としては、二十五年度内に燐鉱石の補給金を五億八千万圓ぐらゐ出せば値上りが防止できるわけですが、今次官のお話の通り、予算のやりくりで五億八千万圓ぐらゐの燐鉱石の予算を支出される考えであるかどうか、若し考えがあつたならば、御発表をお願いしたいと思ふのであります。

○政府委員(小堀柳多君) これも御指摘の通りでありまして、主食に結付く問題でありますので、燐鉱石の値上りといふものに對しましては非常に強い関心を持つております。そこで年度内予算の中からやりくりをしてこの補給金を殖やしたいと思ひまして、先般来銑鉄に對する補給金を三月一ばいになつておりますものを、これを早目に打ち切りまして、その補給金を燐鉱石のほうに流用したい、その線では関係筋とも折衝して参つております。併しまだこれが結論を得ておりませんので、実は食糧管理特別会計のほうに余力があまりますものですから、そのほうからでも流用いたしまして、燐鉱石には御指摘のやうに重大な問題でありますから、是非とも補給金を出したいと思ひまして、準備中であります。

○藤野繁雄君 できるだけ早くこれは一つ決定して発表されたならば、肥料問題が解決し、従つて闇の食糧も自然安くなつて国民生活に安定を与えたいといふことになりまして、さういふやうなことを決定して一日も早く御発表して頂くやうにお願いいたしたいと思ふのであります。

それからこれは字句の問題になるのであります。さつきもちよつと申上げたやうに、法律の内容説明によつて見ますといふと、第一條第一項第三号の場合においては、出荷といふことがどうも法律的概念が明確でないから改めたといふことになつておるのにもかかわらず、第三條第一項第三号の場合においては、出荷といふことを依然使用しておられるといふことは何か片手落ちじやないか、こゝろ考えるのであります。この点お伺ひいたします。

○政府委員(増岡尚士君) 逐條説明が多少何といふか、言葉が足らないのであります。第一條の場合には、非常にまあ制限の内容が第三條の報告に比べてきつい関係がありますので、できるだけ第一條の場合には用語の正確を期するといふ意味で、第一條の場合には出荷といふ字句を避けまして、譲渡及び引渡しといふふうになつてゐた、その出荷といふ言葉を使ひましたのは、第三條全体をいたしまして、比較的漠然とした言葉で書き現わしてあります。例へば第四号の場合でも「物資又は設備の状況」といふことで、むしろ命令に詳しく書けいといふやうな趣旨の比較的漠然とした言葉が使つてありますので、第三條の場合には出荷といふ字を使つたわけでありまして、なお實質的には第一條の場合におきましては、さういふやうな譲渡及び引渡しといふことで制限をいたしますれば足りるわけでありまして、その制限的な統制の必要等の基礎になります調査の場合におきましては、更にそれより広い意味で調査をすることが適當な場合もあるかといふふうに考えましたので、第三條の場合には出荷という字を残しまして、調査の対象にするといふことで第三條の場合には残しておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 最後に、世界各國はますます統制を強化しようといふところがあるのであります。その結果日本でも統制は強化されなくちやできないといふやうになりはせぬかと想像されるのであります。それにもかかわらず政府は次から次へ統制を外されるといふやうなお考えであるのであります。果

して物資需給の見通しが確実にでき上つたために統制を外される考えであるかどうか、一旦統制を外して又統制に復活するということであつたならば、その際においては非常に統制するの困難な事態に陥ると思うのであります。世界各國の動向に反して我が国で物資需給の關係上、統制を外しても差支えない、こういうふうにお考えであるかどうか、この点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘のように、世界の国防生産動員といふことは、そういう角度から統制は強化されておるように見えております。併し私どもの国といたしましては、今の段階で一番必要なことは国民経済全体の総合能率を發揮することだといふように考へておりました。そういう観点から言いますと、先づ統制を外して、勿論全部じやありませんが、許される物から外して行つて、総合的な経済能率を上げるほうがいい、まあ釈迦に説法のようになりますが、統制をいたしますと、生産を構成する、或いは流通を構成する最小限の弱点で以て経済全体の能率を切られるような傾向がありますので、むしろ自由経済を生かして国民経済的な総合能率を上げようといふところに狙ひがあるものであります。但し世界の統制があるから、こつちも統制するといふふうな総括的な言ひ方ではない、具体的に國際割当などが始まつたような、又それがされておるような物資につきましては、おのずからこれを自由に扱うわけには行かん面も出て来るだらうと思ひます。具体的なもので、例えば非鉄金属などで國際割当がありますものをこちらが頂戴する

場合には、こつちはおつばなししておくからくれといふこともおかしい話で、具体的にそういうふうになりました物につきましては、勿論私も十分考慮して参るつもりであります。私どもが統制をほどこして行きつゝありますのは、そういうことも見通し、或いは勘案いたしましたし実際に支障がないし、むしろ解くほうが生産も殖えるし、流通も殖える、円滑に行われるのだといふような観点に立ちました物にやつておるのであります。なおこの際附加えたいと思ひますことは、需給が完全にとれたから統制を外すというよりも、統制を外すことによりまして生産もむしろ上り、需給状態の改善される物も相当ございます。衣料のごときは例が

ありますために生産が非常に阻害されておりましたが、本来日本は衣料に関しては輸出であつたと承知いたしております。そして(衣)を外すことによりまして生産が殖える、そういうことが明らかなる物はむしろ積極的に外したほうがよからうという観点でやつたわけでありまして、世界の情勢を具体的に検討しつゝこの案に出ているものと御承知を願ひたいのであります。○藤野繁雄君 今の問題ですが、例えて申上げますと、日本のほうでは麦の統制を外せば、日本のほうでは麦の統制を外す、併しなかば麦はアメリカから頂戴せなくちゃできないといふようなことではあれば、頂戴するのに対して自分のほうはフリーにしておきながら、是非必要だからくれといふようなことになれば、却つて反対の結果を来すのではないかと想像されるのであります。自由であつたらばもう要らないじやないか、日本に食糧を送る必要はないじやないか、必要なものであつたらばなぜ統制しないか、こういうふうなことを向うさんでお話させられないとも限らないのであります。そういうようなことは、こちらが自由になつておりながら、是非頂戴したい、頂戴したいといふようなことで十分に入荷ができるものであるかどうか、食糧以外のものにつきましても同じ關係があると思ふのであります。この点お伺ひいたしたいのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 今小麦の問題についてお話がありました。一般論としますと、御指摘のようなことも成立するように思ひますが、併し輸入いたしましたものを最も効果的に使うといふことは、ときによつては統制でな

いほうが工合がいいといふ場合もあるだらうと思ひます。麦に関する問題は例へば麵にしましても、粉にいたしましても、實際上配給辞退されるような面のことでも出て参りまして、むしろやりにそれを置くことによつて却つて効果的な使用方法ができないのだといふふうな考え方もなりました。そういう点を考へて無駄にするといふ意味ではありません。自由になつたから無駄といふ意味ではなくて、自由にする

おいしい麵が頂けるのだといふような關係もありまして、ただ自由にしたら向うの小麦を非常に軽く扱うといふふうなことがなしに、そのときその環境に應じて解いたほうがむしろ有効適切に使えるといふことから、近く統制を外したほうがいいと考へておる次第であります。

○藤野繁雄君 このほかは事務的でありまして……、○委員長(佐々木良作君) この法律案に対する質疑はまだ残つております。今日出ておられないから質問の通告もありませんので、この法案に対する質問は打切ることと致しまして、他の法案の質疑に入るといふ順序にもなるかと思ひますが、今の藤野委員の質問に關連して私極く簡単な事務的のことをちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) さうでございます。○委員長(佐々木良作君) それからちよつと別の話ですが、先ほどの統制解除の問題に紙の問題があつたと思ひます。紙の統制解除の問題が恐らくこの内閣委員会に來ておるのじやないかと思ひますけれども、用紙割当委員会をまだ存続することになる法案が出てくるか、かかつているかしてゐるのじやないかと思ひます。今のお話によりまして、この紙の統制は解除する中に入つておるわけでありまして、大体いつ頃といふことが、委員会の存続法が今出ておるといふことと關連して、もうほんの少しこの委員会の使命は大体なくなるといふことが、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(増岡尚士君) 紙の統制は先ほど政務次官からお話がありましたように、大体近く外す予定で事務的に話を進めておるのであります。その時期、特に新聞用紙等については相当まだ問題が残つておると思ひますので、直ちに年度内に外せるということ

も言えないのではないか、見通しははつきりはわかりませんが、でも、どうもこの年度内くらいに確実に外せるというところには至つておられないというふうに言えると思うのであります。従いまして、委員会のほうの関係は、あれも丁度物調法と同様に四月一日で失効する関係になりますので、若し外れませんが、場合によっては支障が生ずるという関係がありますために、延長の手續が進められておると思うのであります。若し紙の統制が四月になつて、或いは五月になつて外れるということになれば、そのときに委員会の使命はなくなるということになるわけであり

ます。

○委員長(佐々木良作君) ちよつと委員会の運営について御相談したいと思ひますが……

○野田卯一君 ちよつと私その前に質問したいのですが、藤野さんの質問に對するさつきの小峯政務次官の答弁の中にありました鑛鉄の補給金の問題、これについて鑛鉄の補給金を少し早く切上げてそれをこちらに廻せないかという研究をしておるが、まだ結論が出ない、それに代るべき方法として一般会計に多少金があるかも知れんからその方法も考へておるといふ話ですが、そのほうはつきりしないのですが、一般会計の余裕を使うということとはどういふわけでございますか。

○政府委員(小峯柳多君) 食糧の補給金の余裕だろと思ひます。

○野田卯一君 ああそうですか。食糧補給金の余裕をこちらに廻す、そうですか。わかりました。

○委員長(佐々木良作君) よろしくございませうか。

○藤野繁雄君 私などは物調法の原稿を持たないからそれを一つお願いしたいと思ひます。それから勅令を持たないから勅令をお願いしたいと思ひます。それから政令、今度の審議会の政令案があつたらば、政令案をお願いいたしまして、次の審議の材料にしたいと思ひますから、どうぞお願いいたします。

○委員長(佐々木良作君) この次の委員会に御提出頂きますか。

○政府委員(小峯柳多君) ええ。承知しました。

○委員長(佐々木良作君) お願いいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐々木良作君) 速記を開始して……物調法関係の法律案審議の継続中でありますが、まだ質問を留保されて席を外しておられるかたもありますので、時間の都合上、次の法案の質疑に入りたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 都合によりまして、外資に関する法律の一部改正法案の質疑に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは同法案の質疑に入ります。資料の要求、その他がありますか。

○藤野繁雄君 これも外資に關係する法律の研究が非常に少いために、關係の資料を出して頂きたいと思ひます。それは外国為替及び外国貿易管理法、それから外国人の財産取得に關する政令、外資委員会規則、連合国財産である株式の回収に關する政令、連合国財産の返還等に關する件、これは、二十

一年の勅令二百九十四号、私的独占の禁止、及び公正取引の確保に關する法律、それから事業者団体法、次のほうも非常にややこしい文句で読み切れませんが、ジー・アンド・ビヨック・リミテッドに關する財産の返還に關する政令、それから新たに作られようとするところの外資に關する法律に基く政令、これだけ七つの資料の御提出をお願いいたします。

○委員長(佐々木良作君) 只今の資料要求よろしくございませうか……それじや次の委員会にお願いいたします。なおこの際申し上げますがこの外資法案の最初からずつとこの委員会に關係を持つておられまして、現在はこの委員会の委員ではないわけでありましたが、前から關係を持つておられました稲垣君が委員外の発言として質問を行いたという申出があります、委員長はこれを許可したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それではどうぞ。

○委員外議員(稲垣平太郎君) この前から外資に關する法律について私が委員外の質問をいたしました關係で、今回委員外質問をお許しを願つて非常に有難うございませう。

○委員長(佐々木良作君) それではどうぞ。

○委員外議員(稲垣平太郎君) この前から外資に關する法律について私が委員外の質問をいたしました關係で、今回委員外質問をお許しを願つて非常に有難うございませう。

○委員長(佐々木良作君) それではどうぞ。

○委員外議員(稲垣平太郎君) この前から外資に關する法律について私が委員外の質問をいたしました關係で、今回委員外質問をお許しを願つて非常に有難うございませう。

○委員長(佐々木良作君) それではどうぞ。

○委員外議員(稲垣平太郎君) この前から外資に關する法律について私が委員外の質問をいたしました關係で、今回委員外質問をお許しを願つて非常に有難うございませう。

○委員長(佐々木良作君) それではどうぞ。

○委員外議員(稲垣平太郎君) この前から外資に關する法律について私が委員外の質問をいたしました關係で、今回委員外質問をお許しを願つて非常に有難うございませう。

○委員長(佐々木良作君) それではどうぞ。

○政府委員(賀屋正雄君) 昨年の再評価が行なはれて、その再評価額は特別な積立金に入れられていたわけでありまして、新らしく株式が発行されるわけでありまして、今度それが資本化したしまして、新らしく株式が発行されるわけでありまして、そのときの株式の割当を受けるものの中に外国人がいる場合も相当あるかと思ひますが、株式の再評価に對しては株式の発行は、再評価に關する措置のほうで別途一般原則がきまりまして、それに基いて割当が行なれるということになつております。その場合に外人に對して割当てる際に、特に外資に關する法律に基いて改めて外資委員会の認可が必要であるかどうかという点が問題になつて来るわけでありまして、ところが外資に關する法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

る法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

る法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

る法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

る法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

る法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

る法律は今度提案いたしましたところでも明らかでありますように、新株と旧株にわけて措置をきめておりまして、新株については事実の届出で取得できる、旧株につきましても認可が得る、その新株、旧株をどういふところでわけるかということにつきましては、外資に關する法律の法文にいたしましては、新たにその当該株式を発行いたします会社の資産増加をもたらすかどうかという点で旧株、新株を區別いたしております。で再評価によりまして新らしく発行せられる株は、それでは資産の増加をもたらすかどうかという点について疑問があるわけでありまして、再評価をいたします際には、パランスの上では形式的にその会社の資産を含めるという恰好にならうかと思ひます。従いましてそういう観点から見れば、形式的には新たに資産の増加をもたらす株式、即ち新株、従つて届出でよい、こういうことにならうかと思ひます。併し實質的に考へて見ますと、資産がすでに評価額が行なれたら、同じく資産がその会社に附加せられたという關係でないわけでありまして、その点で、實質的に申しますれば、その点が非常に疑問にならうかと思ひます。実はこの法律を作ります場合には、再評価に關する法律案との調整ができておりませんので、その点がこの法文だけでは実は明らかになつておらないのであります。併しながらいづれを旧株と見るか、新株と見るかということは今後決定いたしましたして、實質問題は別といたしまして、新株であれば届出だけで持てる。それから資産の増加を来たさないから旧株であるという解釈をいたしますれば、認可を要する

ということ、その際に認可申請がある
りました場合には、やはり私は新株と
同様の観念から認可するのが妥当では
ないかというふうに考えております。
たとえ仮に新株ということになりました
ても、どうせこういう場合には配当の
送金の保証の要求がありましようか
ら、その場合にはやはり外資委員会の
認可が要するということになつて参るわ
けであります。その場合には外資委員
会の認可を要する場合には、この再評
価益を資本化したしまして、資本金が
ふくれるということになりますと、当
然会社の経理から参りますと配当率
を従来より引下げるといふ結果にな
りしないかと思ひますので、そういつ
た場合に新しくその旧株……、外国人
が持つておる本来の株式に割当てる分
を持たせないということにいたします
と、配当率が下るといふ観点から、実
質上非常に不利を蒙むということに
なりますので、そういう申請がありま
した場合には、増資新株の割当の場合
と同様に認可申請が起りました場合に
は認可するのはいいのではないかと、こ
ういふふうに考えておる次第でありま
す。

○委員外議員(稲垣平太郎君) 今の御
説明はわかりましたが、結局この八條
の改正は、届出でいいということにな
つておるわけでありまして、再評価
によつてこれが積立てをする、それ
が、株式として株主にこれが分配され
る場合のことを今新株と見るか、旧株
と見るかという問題をいつきりいたし
ておきませんと、これは混乱が又来る
と私はこう思うのであります。これは
私は今日これを改正されると同時に、
そこへやはり附加されておかないと、
一体再評価の場合のものが新株である
か旧株であるかという……私は新株で
あるという観念がいいと思ひますが、
新株であるか旧株であるかという観念
をいつきりしておいたほうがいいと思
う。それと同時に届出でありますか
ら、仮に再評価により割当てられた株
を認めるといふ場合には、これが円で
あるかドルであるか、これもやはりは
きりしておかなければいけないのじや
ないか。こう思うのですから、この点
私は委員外の質問でありますから、た
だ私の氣付いたことを申し上げますが、
私はその点の問題を一つ修正されるこ
とのほうが正しいのではないかと私は
思うのですが、これはきつとあとで争
いが起る原因になるというに私は考え
ます。これはまあ今も事務局長も大体
この点はお認めになつておるとは僕も
思うのですが、その点を十分御研究を
願ひたい、こう思ひます。

それからその次に御質問申上げたい
のは、前の、改正前のものについては
「杜債、貸付金債権、株式又は持分の
取得の対価」云々という書いてあるの
ですが、これは株式を離れて書かれた
と思うが、株式を離れて書かれた場合
に「政令で定める場合を除いては」と
いう場合を除いてはという字句が前書
に付いたのですが、この「政令で定め
る場合」といふのはどういふことを予
見されておられるのですか。それをち
よつと承わりたい。

○政府委員(賀屋正雄君) この新らし
くできました第八條の第四号の株式に
ついての認可基準は実は元の條文から
申しますと、旧條文では十二條に株式
に関する取得の認可基準があるわけで
あります。これが今度削除せられまし
て、この四号に代つたわけでありまし
て、この元の十二條にも実は「政令で
定める場合を除いては」といふふうに
枕言葉がついておるわけでありませう。
これは法律を作り出す際に御説明申
上げたとも思ひますが、差当つてはど
ういふことと予定いたしましたおりま
せんが、将来外国人の投資を歓迎いた
します意味からいまして、ここに
掲げてあります原則で嚴重に縛つてい
つたのでは非常に不都合なことが起り
はしないかという考えから、そういつ
た事態が起りました場合にはこの政令
で除外例を認めて行つたらどうかと、
こういう将来のおもんばかりから言葉
を入れたわけでありませう。今回の第四
号に「政令で定める場合を除いては」と
ありますのは、それをそのまま引移
したに過ぎないのでありまして、只今
のところでもどういふ場合にこの政令
を發動いたしまして、この除外例を認
めるかというところは具体的には考へて
おりませうから、将来特に外資を入れ
ますためにこの一般原則では不都合な
場合が起りましたならば、そのときに
政令でやるという考へでおるわけであ
ります。

○委員外議員(稲垣平太郎君) その次
に第三点でお伺ひしたいことは「対外
支払手段を合法的に交換して得た」と
いう「合法的」という字句が使つてあ
ります。これはこの前の御説明の
ときには、つまり閣下で得たところの
ものは困るという意味で「合法的」とい
うふうに書いてあるように御説明をな
すつたと思ひますが、この「合法的に
交換して得た」というこの「合法的」
という文字が、場合によれば非常に誤
解される處があると思ひますが、成
るほど閣下で得たドルを四百とか四百五
十で換える、円で換えるとかというこ
とは困るということになりましよう
が、併し例えばサービスで円を得た、
サービスで円を得たといふこと自体
が、そのサービスについて或る場合に
はそのサービスが合法的でない場合も
あり得ると思ふ。それからこれは届出
ということでありませうから、合法的
であるか、合法的でないかといふことを
それではどうしてきめられるか、単に
届出が済む問題でありますから、あと
で合法的であるか合法的でないかとい
ふことを私は一体取調べられることが
できないじやないか、又一々お取調べ
になるのかどうか、調べられるならや
はり許可主義と同じことになるので、
届出主義ではなくなると思ふ。であり
ますから、この「合法的」というよう
な字句は削除されたほうがいいのじや
ないか、かように考えますが、如何で
しょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) 只今の御質
問、問題が二つに分れておると思ひ
てありますが、一つはサービスに対
して正当な報酬として円貨を得たとい
ふような場合にこれに該当するかどうか
という問題でありませうが、ここには
つきり書いてございませうように「対外
支払手段を合法的に交換して得た本邦
通貨」といふことでありまして、対外
支払手段等の中にはサービスは含まな
い。つまりこの場合は必ず外貨を、
通俗的に申しますれば、ドル、パウン
ドといったような外貨を合法的に交換
したものでなければならぬ、こうい
うふうに規定いたしておるのでありま
す。それから合法的に交換して得たも
のであるかどうかをチェックできるか
どうかという問題でございませうが、こ
の新しい八條の第四号に掲げており
ます基準はこの八條の前の見出しにも
ございませうように「認可、許可又は勸
告の基準」といふことでありまして、
届出等につきましては別段基準はござ
いませう。従ひまして、この四号が実
際に發動いたしますのは、認可を要す
る場合に認可を受けて取得する株式は
ドルその他の外貨を渡つて来て、それ
を公にきまつておるレートによつて交
換した円貨で以て買わなければならぬ
い、こういう意味であります。従いま
して実際に發動いたしますのは、旧株を
取得いたします場合と、それから新株
を取得いたします場合、この二つの
場合でございませう。従ひましてあと
から調べるというようなことではなく
て、認可をいたします際にその点を調
べるという、こういうことにならうか
と思ひます。

○委員外議員(稲垣平太郎君) 今サー
ビスなんかは入らないという御回答で
すが、例えば外国人が日本へ来て先生
をして得た報酬を溜めておいてこれを
支払に当てる、或いは向うから技術供
与の関係で技術者が日本に来て、そう
して日本で得た報酬を溜めておいて自
分が関係しておつた会社の株を買つて
置こうと、こういうような場合も私は
あり得ると思ひますが、その場合を
排除しなければならぬ理由がどこに
あります。それをちよつと承わりたい
い。

○政府委員(賀屋正雄君) この第四号
に、只今の私の説明が少し不足らずで
ありましたが、対外支払手段を合法的
に交換して得た本邦通貨、その他対外

可の手心も變つて来よう、こういうふう
に考えます。殊に今度指定いたしました
のは十五條の第二項を準用いたして
おりまして、外貨又は外貨と同等の価
値のあるもので以て投資した場合に限
つて配当金の保証をする、つまり今度
の指定をいたしました配当金の指定を
するというになります關係上、果
してそういう投資であるかどうかとい
う点をもう一度見直す必要があろうか
と考えますので、自動的に五十一号で
認可したものを全部外資法で認可した
ということにしなければならぬのであ
ります。で又六カ月以内ということで、多

少期間的に窮乏な縛り方をいたしておきますが、どうもこれを無制限にしておきますと、会社側の都合によりまして、一年、二年或いは五年も先に延ばされまして、自分の株は曾て政令五十一号で認可したのだから、これから保証して欲しいということを言われました、ちよつと外貨予算を組む上からも困りますし、又古いことをもう一遍見直すという場合にも非常に手間がかかりますので、一応この関係の事柄は六か月で、件数もそうたくさんござい

ませんので、投資者に改めて申請書を出して頂くことはこの程度の期間があれば無理ではなからうというふうに考えまして、事柄を早く片付けるといふ意味からもうこういうふうな縛り方をいたしましたわけであります。

○委員外議員(稻垣平太郎君) まあそれは諒といたしますが、そこで「六カ月以内に行われた申請に基いて外資委員会が指定したものに係る配当金の外国へ向けた支払は」云々と書いてあるのですが、ところがそれは「指定の日以後に支払われるものに限る」と、こ

この指定の日以後というのは今度新たに再審査して指定した日以後という意味でございますか。その点をちよつとはつきりしておきたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) その通りでございます。

○委員外議員(稲垣平太郎君) そういたしますと、前の政令五十一号で認可になつた人の以前の払つた配当ですね、仮にその以前に払つた配当を以て向うが今後の増資の新株を支払つたというケースがあつたとして、それはドルと見なしますか円と見ますか。

○政府委員(賀屋正雄君) それは円の株式と見ざるを得ないかと思ひます。

○委員外議員(稲垣平太郎君) その問題なんです、そうするといふと、つまり前の五十一号の時代に許可になつた人とあとの法案が出てのちに許可になつた人との間に非常な不公平が起きると私はこう思ふのですが、仮にあとで出た人の配当金は無論ドルでありましょう。それを仮にそれで新らしい新株の支払をしたとしても一応ドルで払い得るわけであつたのだから、これは私は円と見ないでドルと見られるのだらうと私は思ふのですが、それによつて支払つた株式はドルで以て支払つた株だと私は思ふのですが、そうするとその以前の技術導入なり或いは株式の投資によつたものが今度は円と見られるのだ、ドルの送金を認められないのだと、或いはドルのあとで支払つたものはドルと認められないのだ、これは私は原則として非常に不公平だところ思ふのですがね。これはやはりそのときに、過去において支払つた配当金を以て新しく新株を持つたものは同じくやはりドルと認める、私はさ

つき五十一号に遡及しなければならぬといふことは、言いたいことは実はそこを言いたいのであつて、そういう不公平が起きるといふことはどうして私も私はこれは間違つてゐることだ、日本が非常に外貨を入れたいときに入れたものは悪い目を見て、そしてあともうだん／＼外貨が入りかけてそれがために準備工作として外資法を出した以後のものはいい目を見るということ、これは非常に私は不公平だところ思ふのですがね、その点で私は御意見を承わりたい。

○政府委員(賀屋正雄君) この指定の日以前に支払われし配当金は円貨で溜つてゐるわけでありまして、その配当金を新規投資に充てた場合に、その株が配当送金を受け得る株かどうかといふことになる。その点が問題であらうと思ふのです。ところがその指定以前に外資法、政令五十一号で認可を受けて正式に受けました配当は、これは今回の外資に関する法律では別段送れるとも送れないともその点には触れていないわけでありまして、今度外資法を改正いたしましたのでこの附則を入れまして趣旨は、今後の配当金の保証を付けようといふところに手段、狙いがあるわけでありまして、政令五十一号で取得しました株式も今後何年間か持たれるわけでありまして、それが永久に配当金の保証を受けられないのでは困るので、今後の配当金の保証をするといふ点が直接の目的でできたわけでありまして、従ひましてその指定以前に配当金の溜つております円貨が果して外貨に替り得るものかどうかといふことは、これは別途為替管理の見地から、ほかのい／＼な対外支払と均衡を考

えまして、送金の拒否が決定せらるべきものであらうと考へまして、それは外資法に直接関係がないものじやないかと、こういうふうな考へを致す。若し為替管理法でそれが外国に送金でき得るものであるといふことになりますれば、まあそれを払込み一旦外国に廻送いたしましたして、又それを送つて来まして株式の払込に充てれば、これは今度は正々堂々とドルによつて投資した株式といふことになり得ると思ふのであります。その辺の關係は今度の外資法には直接關係のない事柄として別に触れておらないわけでありまして、ただどうしてこういふふうな指定の日以後の将来の配当金を保証する措置をとつたかといふ点は、もう一つ技術援助契約との均衡といふ点もあつたわけでありまして。と申しますのは、技術援助契約は外資法ができまします前は政令五十一号によりまして収入高の一定割合を取得する権利といふものを一つの財産権とみなしまして、又外資委員会、認可いたしておるのであります。この場合にも政令五十一号によりましてはその取得いたしました一定割合の金額、つまり技術援助に対する対価、特許料、その他の対価は別に保証していなかつたわけでありまして、今度外資法によりまして改めて技術援助契約という形で契約の両当事者の申請によりまして認可するといふ形に變つたわけでありまして、今度は事案によりまして基準に合致したものに對しては特許料によるところの配当金を保証し得ることになつたのであります。丁度株式と同じような關係がありまして、政令五十一号によつて認可を受けました技術援助契約につきましては、やはり溜

つた送金の保証を行わない分があるわけでありまして。これも一般の為替管理の原則に従つて送金の許可を決定する。それで技術援助契約につきましては、それでは今後どういつた契約の付いた特許料等の送金の保証をどうするかという問題であります。今度の改正では技術援助契約の点は何も触れておりませんのは、技術援助契約につきましては改めて前と同一内容の契約をやり直して頂きますして、つまり大體前と同じような内容の契約の更新をいたしましたして、そしてそれを外資法によつて認可申請をして頂くというまゝ途が残つておるわけでありまして。株式でありますれば、もう取得してまつたものでありますから、それをもう一遍取得し直すといふことはちよつとできかねるわけでありまして、技術援助契約のほうでありますれば、五十一号で認可を受けましたものを切換えて、もう一度外資法によつて認可を受けるといふ手段が残つておるわけなのであります。只今現実の問題といたしまして、我々の事務局におきまして政令五十一号で認可いたしました技術援助契約のやり直しをいたし、審査をいたしておるものも数件ございまして、又すでに切替をいたしましたして、認可いたしましたものもありません。そういうふうな技術援助契約についてやり直しをいたして、外資法によつて認可いたしました、その技術援助契約に基く特許料は、そういう外資法の認可をいたしました日以後の特許料が送金できると、こういうことにならうかと思ひます。それと均衡といふ点から考へますと、どうしてもやはり株式につきまし

ても、この指定という行為がありまして以後の配当金の送金を保証するのは妥当ではないか、こういうふうな考へまして、指定した以後の配当金だけを将来保証し得ると、指定日以前に払われた配当金については外貨送金を認めるかどうかといふことは、一般の為替管理の原則に従つてそれ／＼の管理当局が決定すると、こういう筋合になるかと思ひまして、決定いたしました次第でございます。

○委員外議員(稲垣平太郎君) 今の御説明で政府の考へ方はよくわかつたのですが、例えば以前に支払われた配当といふものはもう円としてこちらにあると、それを以て新株を買つた、これはもうくでに買つてしまつておるのですね。そこでこれを、為替送金を今アブライすると言つたつて、今これから為替送金の許可を得るといつたところで、實際もう株券に變つてしまつておるのですね。實際は送金しておるということだと私は思ふのです。送金塞いでおいて、そしてこれは外資に行つてアブライしろと、こういうことは、非常に五十一号時代の投資者に対して非常な不親切な、そして片手落なり方だと私は思ふのです。そういう片手落のことをやられるといふことは、今後やはり日本に外資が入つて来るといふことについて、日本では又いつ片手落のことをやるかわからんといふ感じを与えると私は思ふ。實際に今溜められた金が新株なら新株を買つておるといふような事実ではなしに、どつかへこう置いてあるのだと、銀行へでもというのなら、今お話のよう

な、これは外資へ行つてこれを替えてくれと言つて改めて行つてその適用を

受けばいいじゃないかと、こういうふうには突離され得ると思うのです。併しこれはそうじゃないので、これはもう形を要しているものを円とみるかドルとみるかというだけの問題なんです。これはやつぱりドルとみないで、五十一号をこうやつて、これはまあ自動的に適及するほうがいいと思うが、自働的に適及することを仮にやめたとしても、これがこの通りに六カ月以内ならばもう一遍再検討するというぐらいに、政令五十一号でやつたものを尊重するような、今日もうすでに既定の事実になつて新しい新株に投資したというものに対しては、それをやはり同じような形でドルと認めるということでないかと、如何にも片手落で、日本政府は勝手なことをやるのだと、こういう私は感じを与えると思うのです。この点は、私はどうしても今の説明には承服できないのであつて、もう一ぺんこの点は再検討を願いたい、こう思います。技術料も同じケースが起るとありますが、両方ともそうだと思ひますが、その点についても一つ再検討願いたいということは、先ほど申しました資産再評価の場合の株の配当におきまして、この問題はやはりはつきりさせておかないかと問題で起す、なぜこれはあとで問題を起すかと申しますと、私、二、三の關係で外国と一緒にやつておる關係から言いますと、そのときになつて再割当されたというときに問題が起きつゝある、起きつゝあるときに日本側として、外国側に対してそれは君に割当をしてやるのだと言つて、言い切つてしまつていいのか、或いは割当でないのだと言わなければ

ならないのか、而も再評価のもので割当たものは円であるのかドルであるのか、その辺をよほどよく考えないと私はいかんと思う、再評価というものは、要するに大体において旧株主が各人の株というものが非常に下がつておるからこれをカバーする意味にほかならないのです。いわゆるこちらの原則であるところの新らしい新株を持つという意味合のものとは多少趣きを異にしておると思う。貸借対照表の中ではこれはふくれますけれども、だがその辺は非常に違ふと思う。そうすると今からこれに対する対策はお考えになつておかないと、きつと外国の商社、外国の關係業者から固まつて私はお尻が来る問題が起ると思う。だからどうしても今日の政令を要せられるときにおいて、同じくそれに添つて一緒に改正されておかんと、はつきりさせておかんと私は問題が起るということを私は特に附加えて置き、なお委員長の善処を切望したい、こう思います。それから今の適及するという問題もこれは私はどうも不公平だということをおこで表明しておきまして、私の質問を終ります。

○委員長(佐々木良作君) 今稲垣さんの最後のお話につきまして、特に政府側の御発言はありませんか。

○政府委員(小堀多喜君) いろいろ御指摘頂きまして、御注意すべき点よく承りました。今後の法律等もありましたし、或いは再評価の場合どうなるのかわかりませんが、十分検討を加えまして、善処したいと考えております。

○委員長(佐々木良作君) 特に御発言

なければ、この法案も質疑を継続することを前提として今日のところはこの辺で打切つておきたいと思いますが、如何がですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それではこの法案の質疑は今日のところ一応これで打切ることになります。残余の議案につきましては時間の關係もありまして、次回に移したいと思ひます。特に御発言もなければこれで閉会いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) では散会いたします。

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り

委員長	佐々木良作君
委員	九鬼紋十郎君 中川 以良君 野田 卯一君 藤野 繁雄君 兼岩 傳一君 稲垣平太郎君
委員外議員	大久保太三郎君 小峯 柳多君 増岡 尚士君 賀屋 正雄君
政府委員	外務省管理 委員
經濟安定政務次官	小峯 柳多君
經濟安定本部產業局長	増岡 尚士君
外資委員會事務局長	賀屋 正雄君
事務局側	桑野 仁君 渡邊 一郎君
常任委員會專門員	